

資 料 提 供
 令和3年10月6日
 担 当：広島県対策本部
 担当者：新型コロナウイルス
 感染症対策担当 渡部
 直 通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年10月4日(月)及び5日(火)に、新型コロナウイルス感染症の患者が4例確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内 21775～21778 例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

なお、県全体の直近7日間の10万人当たり新規報告患者数は6.3です。

- 【 発 生 数 】 3市1町で、50代～70代 計4名
- 【 症 状 等 の 度 合 】 軽症3，症状なし1
- 【 入 院 等 の 状 況 】 入院中1，宿泊療養中1，調整中2
- 【 他 事 例 と の 関 連 】 濃厚接触者3，調査中1
- 【 ワ ク チ ン 接 種 歴 】 2回接種1（70代1名），未接種3
- 【 県 外 往 来 等 ※ 】 あり2

- ※ 発症（無症状は検体採取日）前14日以内の県外・海外との往来
 - ・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
廿日市市						1					1
大竹市								1			1
東広島市							1				1
熊野町								1			1
合計						1	1	2			4

◀ 「緊急事態措置」終了後の集中対策【令和3年10月1日～10月14日】 ▶

【県民，事業者の皆様へ】

- 外出は，外出機会と時間を合わせて半分に削減（重点区域※においては21時以降の外出は更に削減）してください。
- 徒歩・自転車通勤，時差出勤等を促し，Web会議やテレワークの活用により，出勤者を7割削減するとともに，重点区域※においては21時以降の勤務を抑制してください。
- 同居する家族以外での会食は控えてください。ただし，同居する家族以外での会食等にあつては，物理的な対策等がとられている飲食店を利用する場合，居宅や屋外のキャンプ場等において飛沫感染防止や手指消毒，換気を徹底する場合があります。
- 都道府県が不要不急の外出自粛を要請している地域又は直近7日間の10万人当たり新規陽性者数が10人以上となっている地域との往来は，慎重に判断するとともに，これらの地域からの来訪者と面会する機会がある場合，感染リスクを考慮し行動してください（事業者においては，出張時期の変更やWeb会議への切替えなど）。県内での移動について，重点区域※との往来は，感染防止対策を徹底するなど，注意してください。

※ 重点区域：広島市，東広島市，府中町，海田町

お 願 い

報道機関各位におかれましては，感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害，患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から，提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。